「銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書」の記載要領

１．報告対象先

(1)　特別国際金融取引勘定承認金融機関

(2)　外国為替令第１８条の七第２項第２号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が1,000億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等（平成１４年９月末報告分より適用）。

２．報告方法など

(1)　報告は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」による電子ベースまたは紙ベース(日本産業規格A3・日本銀行ホームページでダウンロード可能)によるものとし、報告方法は原則、電子ベースとする。

(2)　毎年３月末、６月末、９月末及び１２月末現在において報告書１通を作成し、翌月末までに日本銀行を経由して財務大臣に提出すること。その際、郵送による場合は、郵送に係る日数を十分考慮すること。

(3)　報告単位は、百万米ドルとし、小数第一位（十万米ドル）まで記入（第一位未満四捨五入）すること。米ドル以外の通貨については、報告省令第３５条第２項の規定によるレートに基づき、米ドルに換算のうえ記入すること。

各内訳計数のタテ計及びヨコ計（通貨別計・国別計）は、それぞれの当該合計と一致させること。この際、単位未満（小数点以下第１位未満）の四捨五入に伴うズレは、内訳計数を適宜調整のうえ、合計額と一致させること。

(4)　紙ベースで報告する場合の留意点

イ．報告日付等は西暦により記入すること。

ロ．「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。また、報告銀行名を報告書の全葉に記入すること。

ハ．本報告書の提出に際しては、裏面を転写することは要しない。

ニ. 本報告書により報告を要する残高がなかった場合には、本報告書の初葉に「全葉について該当なし。」と記載し、初葉のみの提出として差し支えない。

３．記入上の留意点

本報告書は、毎年３月末、６月末、９月末及び１２月末現在における報告対象金融機関の本邦店の非居住者及び居住者に対する債権及び債務を対象とし、下記に従い作成すること（「対居住者」欄のうち円建分は報告を要しない）。

(1)　報告に当たっては、本報告書の様式の区分に従って通貨毎に区分すること。ユーロ円は外貨建ではなく円建に含めること。

(2)　債権債務ともに短期及び中長期に区分し、短期は原契約期間が１年以内のものを、中長期は同１年を超えるものを記入すること。

(3)　「短期債権」「短期債務」「中長期債権」及び「中長期債務」別に作成するが、作成に当たっては、報告書各頁の左上の表示欄に、報告書の種類を表示すること。

(4)　「非銀行」欄は、全体の内書として、「銀行及びその他の金融機関」（注1）以外のものに対する債権債務を記入すること。

（注1） 取引相手先の「銀行」、「非銀行」への区分について、対非居住者については、相手先の所在する国・地域でどちらに分類されているかによること。また、対居住者については、預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができれば「銀行」と分類し、財務大臣など一部の例外を除き、預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができなければ「非銀行」と分類すること。

　　　　国際機関のうち、例えば地域開発銀行などは「銀行」、国連など非金融機関は「非銀行」に分類すること。また、外国中央銀行や公的通貨当局、居住者の項に計上する財務大臣は「銀行」、公的通貨当局以外の外国政府は「非銀行」に分類すること。

(5)　国際機関（＜例＞アジア開発銀行）は所在国別（＜例＞フィリピン）に計上せず、「国際機関計」に一括して計上すること。

ただし、欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）向け債権債務はドイツ向け債権債務として、国際決済銀行（Bank for International Settlements, BIS）向け債権債務はスイス向け債権債務とみなして、それぞれ「銀行」に分類のうえ計上すること。

(6)　非居住者に対する債権債務の各合計額の「うち外国中央銀行及び公的通貨当局」（注2）に対する分を内書すること。

（注2） 「外国中央銀行及び公的通貨当局」とは、外国中央銀行のほか、通貨の調節、金融の調整、信用制度の保持育成等、中央銀行と同様の機能を持つ外国政府機関のことを言う。なお、上記(5)に記載したECB、BIS向け債権債務も該当する。

(7)　外債を発行した場合は、相手国別区分を行うことなく、債務「その他」欄（「国際機関計」の次の行）に一括して計上すること。当該計数については、「うち非銀行」欄への区分を要しない。

(8)　地域別・国別分類については、本報告書様式の区分に従って記入すること。なお、本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には、当記載要領の別表「地域別・国別分類表」により、当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計額を記入すること。

４．残高の照合について

(1)　非居住者に対する外貨建債権債務の各合計額（「非居住者合計」欄）の照合において、報告省令別紙様式第２６「資産負債状況報告書（外貨建本邦店分）」の「対非居住者」の計数のうち、「うち中長期」及び短期（「残高」から「うち中長期」を除いたもの。）の各合計額に一致させること。また、信託勘定を有する金融機関は、「資産負債状況報告書（外貨建本邦店信託勘定分）」の残高を含めた合計額に一致させること。

(2)　非居住者に対する円建債権債務の各合計額（「非居住者合計」欄）の照合において、報告省令別紙様式第２６「資産負債状況報告書（円建本邦店分）」の「対非居住者」の計数のうち、「うち中長期」及び短期（「残高」から「うち中長期」を除いたもの。）の各合計額に一致させること。なお、信託勘定を有する金融機関は、「資産負債状況報告書（円建本邦店信託勘定分）」の残高を含めた合計額に一致させること。

(3)　居住者に対する外貨建債権債務の各合計額（「居住者」欄）の照合において、報告省令別紙様式第２６「資産負債状況報告書（外貨建本邦店分）」の対居住者（「残高」から「対非居住者」を除いたもの。）の計数のうち、「うち中長期」及び短期（「残高」から「うち中長期」を除いたもの。）の各合計額に一致させること。また、信託勘定を有する金融機関は、「資産負債状況報告書（外貨建本邦店信託勘定分）」の残高を含めた合計額に一致させること。

地域別・国別分類表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| アジア州  アフガニスタン インド インドネシア カンボジア シンガポール スリランカ タイ ネパール パキスタン バングラデシュ フィリピン ブータン ブルネイ ベトナム マカオ マレーシア ミャンマー モルディブ モンゴル ラオス 韓国 香港 台湾 中国 東ティモール 北朝鮮  ラテンアメリカ  アルゼンチン ウルグアイ エクアドル エルサルバドル ガイアナ グアテマラ コスタリカ コロンビア スリナム チリ ニカラグア パラグアイ フォークランド諸島 ブラジル ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ  中近東  アラブ首長国連邦 イエメン イスラエル イラク イラン エジプト オマーン カタール クウェート サウジアラビア シリア パレスチナ バーレーン ヨルダン リビア レバノン |  | アフリカ州  アルジェリア アンゴラ ウガンダ  エスワティニ エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン セーシェル セネガル セントヘレナ ソマリア タンザニア チャド チュニジア トーゴ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ リベリア ルワンダ レソト 赤道ギニア 中央アフリカ 南アフリカ 南スーダン |  | 西欧諸国  アイスランド アイルランド アンドラ イタリア オーストリア オランダ ガーンジィ キプロス ギリシャ グリーンランド クロアチア サンマリノ ジブラルタル ジャージィー スイス（BISを含む） スウェーデン スペイン スロベニア セルビア デンマーク ドイツ（ECBを含む） トルコ ノルウェー バチカン フィンランド フェロー諸島 フランス（仏領ギアナ、 　レユニオン、モナコ、 　サンピエール、 　ミクロン島を含む） ベルギー ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル 北マケドニア マルタ マン島 モンテネグロ リヒテンシュタイン ルクセンブルク 英国（ガーンジィ、 　ジャージィー、 　マン島を含む） 旧ユーゴスラビア  東欧諸国  アゼルバイジャン アルバニア アルメニア ウクライナ ウズベキスタン エストニア カザフスタン キルギス ジョージア スロバキア タジキスタン チェコ トルクメニスタン ハンガリー ブルガリア ベラルーシ ポーランド モルドバ ラトビア リトアニア ルーマニア ロシア 旧ソ連 旧チェコ・スロバキア |  | カナダ  米国  カリブ海諸国  アルバ キューバ グレナダ ケイマン諸島 ジャマイカ セントビンセント セントルシア タークス及びカイコス諸島 ドミニカ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ハイチ パナマ バハマ バミューダ諸島 バルバドス 英領西インド洋諸島 　（アンティグア・バーブーダ、 　セントクリストファー・ネービス 　を含む） 蘭領アンチル  大洋州  オーストラリア キリバス サモア ソロモン諸島 ツバル トンガ ナウル ニューカレドニア ニュージーランド バヌアツ パプアニューギニア パラオ フィジー マーシャル諸島 ミクロネシア ワリス・フテュナ諸島 仏領ポリネシア  国際機関 |